

石巻市監査委員告示第4号

令和8年2月2日付け石巻市監査委員告示第1号で公表した建設部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和8年2月18日

石巻市監査委員 大塚 智也

石巻市監査委員 清水 俊雄

石巻市監査委員 奥山 浩幸

石巻市監査委員 大塚 智也 殿
石巻市監査委員 清水 俊雄 殿
石巻市監査委員 奥山 浩幸 殿

石巻市長 齋藤 正美

監査結果に係る措置について（通知）

令和8年2月2日付け石監第19号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
河川港湾高規格道路整備推進課 【団体事務】 (令和6年度) 次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。 ア 石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。 (ア) 事業費 ・ 支出内容 中央要望に伴うタクシー代 ・ 金額 2,500円 ・ 支出伺 令和7年1月31日 ・ 支払日 令和7年1月30日（領収書日付） ・ 預金払出日 令和7年1月31日	河川港湾高規格道路整備推進課 【団体事務】 (令和6年度) ア 御指摘のありました事項につきましては、今後立替払いが行われることがないよう、所属職員に周知したほか、支出が見込まれる場合には、公金の取扱いに準じた資金前渡を活用し、再発防止に向けて、常に細心の注意を払ってまいります。

<p>イ 第 23 回港湾感謝祭実行委員会（公開船舶誘致基金含む）</p> <p>会場設営業務費に支払遅延があったため、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。</p> <p>(ア) 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出内容 第 23 回港湾感謝祭実施に係る会場設営業務代 ・金 額 1,588,488 円 ・請負業者 (株)あさのダスキンレントオール石巻ステーション ・請求日及び請求書受理日 令和 6 年 10 月 7 日 ・支 払 日 令和 6 年 11 月 18 日 	<p>イ 支払い事務につきましては、法令を遵守し、適正な時期に支払いを行うよう、職員に周知しました。</p> <p>今後は、再発防止に向けて、業務の進捗状況を複数の目でチェックし、課長等が随時確認いたします。</p>
<p>河川港湾高規格道路整備推進課</p> <p>【指定管理事務】</p> <p>(令和 6 年度)</p> <p>次の施設の指定管理業務に係る関係書類を試査したところ、不適正な事務処理が見受けられたため、適正に処理すること。</p> <p>[施設名]石巻市南浜マリーナ [指定管理者名]株式会社野村モータース</p> <p>ア 支出証拠書類の未整理</p> <p>指定管理業務に係る領収証等の支出証拠書類について、明確に整理されていなかったため、適切に整理・保存するよう見直し・改善を図ること。</p> <p>イ 指定管理業務専用口座の未整理</p> <p>石巻市南浜マリーナの管理に関する基本協定書第48条に基づき開設された指定管理業務専用口座について、管理</p>	<p>河川港湾高規格道路整備推進課</p> <p>【指定管理事務】</p> <p>(令和 6 年度)</p> <p>御指摘のありました支出証拠書類、指定管理業務専用口座につきましては、法人経理と指定管理経理が混在しており、指定管理分（支出部分）が分かりづらい状況にあることから、令和 8 年 2 月 3 日、指定管理者である株式会社野村モータースの代表者及び現場責任者に対し、以下のとおり当課より指導しております。</p> <p>ア 指定管理業務に係る領収証等については、支出科目や日付順等に整理し、法人経理分と明確に分けて保存すること。</p> <p>イ 指定管理業務専用口座については、法人経理分と指定管理分が混在し不明瞭となっていたことから、指定管理料が指定管理業務の中でどのような業務に充当さ</p>

運営に関する収支決算書と比較・照合したところ、管理費に係る支出については、指定管理業務専用口座から支出されているものと見られるが、人件費、事務費、事業費に係る支出については不明瞭な状況であり、それらの経費については指定管理業務専用口座以外から支出されているものと考えられる。

このことは、令和6年度末預金残高が前年度末預金残高と比較し、年度協定書に定める指定管理料の金額より顕著に増加していることから明らかである。

指定管理業務専用口座の運用については、基本協定書第24条に基づき提出された、収支決算書の決算額と口座預金残高の計数が一致するよう適切な運用を図るとともに、出納関係帳票等の明確性及び適正性を確保するよう、見直し・改善を図ること。

なお、前回監査（令和4年度）において、指定管理者に対して同旨の指導をしている。

れ、適正に使われているのかを確認できるようにすること。

また、出納関係帳簿、支出証拠書類と比較・照合し、管理運営に関する収支決算書の決算額と口座預金残高の計数が一致するよう整理すること。

なお、人件費や事業費等のうち、法人事業と按分が必要な支出については、指定管理業務分を法人経理へ振り替え、通帳等に記しておく等の措置を行い、指定管理料が不足し、企業努力により法人経費で賄う場合にも、指定管理業務専用口座入金後に支出するなど明確性及び適正性を確保すること。

今後は、指定管理者との基本協定第25条第2項及び第3項の規定に基づき、当課が必要と判断した場合には、収入・支出処理状況の説明を求めるなど、確認を徹底してまいります。